議案第４８号

代理の承認を求めることについて（倉敷市立美術館条例の一部を改正する条例）

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和５１年倉敷市教育委員会規則第１０号）第２条第３項の規定により、１１月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり代理したので、承認を求める。

令和６年１２月２６日提出

倉敷市教育委員会

教育長　仁　科　　康

美術館

倉敷市立美術館条例の改正について

１　改正理由

特別展観覧料及び施設の使用料を改定するため、条例を改正するもの

２　改正内容

（１）　美術館特別観覧料の改定【別表第２（第８条関係）】

「１人１回につき１，１００円の範囲内で教育委員会が別に定める額」としているものを「１人１回につき２，２００円の範囲内」と上限額を改正する。

（２）　展示室・講堂等の使用料の改定【別表第４（第９条関係）】

「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」に基づき算定した使用料額に改定する

３　施行期日

令和７年４月１日

倉敷市立美術館条例の一部を改正する条例

倉敷市立美術館条例（昭和５８年倉敷市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「１，１００円」を「２，２００円」に改める。

別表第４（１）の表中「７，１５０円」を「９，６９０円」に、「２，８６０円」を「４，２９０円」に、「４，２９０円」を「５，４００円」に、「１０，１２０円」を「９，９６０円」に、「５，０６０円」を「４，９８０円」に改める。

別表第４（２）の表講堂の項中「１，６５０円」を「２，４７０円」に、「２，６４０円」を「３，９６０円」に、「４，２９０円」を「６，４３０円」に改め、同表第１会議室の項中「３３０円」を「４９０円」に、「５５０円」を「８２０円」に、「８８０円」を「１，３２０円」に改め、同表第２会議室の部全室の項中「８８０円」を「１，３１０円」に、「１，３２０円」を「１，９７０円」に、「２，２００円」を「３，３００円」に改め、同部第２会議室Ａの項中「５５０円」を「８２０円」に、「７７０円」を「１，１５０円」に、「１，３２０円」を「１，９８０円」に改め、同部第２会議室Ｂの項中「３３０円」を「４９０円」に、「５５０円」を「８２０円」に、「８８０円」を「１，３２０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第２に係る規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開催される特別展に係る観覧料について適用し、施行日前に開催された特別展に係る観覧料については、なお従前の例による。

３　この条例（別表第２の改正規定を除く。）による改正後の使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

提案理由

特別展観覧料及び施設の使用料を改定するため、条例を改正するもの。

倉敷市立美術館条例（昭和58年倉敷市条例第27号）新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
別表第２（第８条関係）
特別展観覧料
<table>
<tr><th>区分</th><th>個人</th><th>団体（20人以上）</th></tr>
<tr><td>一般</td><td colspan="2" rowspan="3">1人1回につき<u>2,200円</u>の範囲内で教育委員会が別に定める額</td></tr>
<tr><td>高校生・大学生</td></tr>
<tr><td>小学生・中学生</td></tr>
</table>
備考　特別展観覧料の額には、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。
</td><td>
別表第２（第８条関係）
特別展観覧料
<table>
<tr><th>区分</th><th>個人</th><th>団体（20人以上）</th></tr>
<tr><td>一般</td><td colspan="2" rowspan="3">1人1回につき<u>1,100円</u>の範囲内で教育委員会が別に定める額</td></tr>
<tr><td>高校生・大学生</td></tr>
<tr><td>小学生・中学生</td></tr>
</table>
備考　特別展観覧料の額には、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
別表第４（第９条関係）
(1)　展示室の使用
<table>
<tr><th colspan="2">使用場所</th><th>1日の基本使用料</th><th>冷暖房の使用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第1展示室</td><td>全室</td><td><u>9,690円</u></td><td rowspan="7">1時間につき
第1展示室　2,750円
第3展示室　2,970円
ただし、2室に分けて使用する場合は、半額とする。</td></tr>
<tr><td>第1展示室A</td><td><u>4,290円</u></td></tr>
<tr><td>第1展示室B</td><td><u>5,400円</u></td></tr>
<tr><td rowspan="3">第3展示室</td><td>全室</td><td><u>9,960円</u></td></tr>
<tr><td>第3展示室A</td><td><u>4,980円</u></td></tr>
<tr><td>第3展示室B</td><td><u>4,980円</u></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第４（第９条関係）
(1)　展示室の使用
<table>
<tr><th colspan="2">使用場所</th><th>1日の基本使用料</th><th>冷暖房の使用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第1展示室</td><td>全室</td><td><u>7,150円</u></td><td rowspan="7">1時間につき
第1展示室　2,750円
第3展示室　2,970円
ただし、2室に分けて使用する場合は、半額とする。</td></tr>
<tr><td>第1展示室A</td><td><u>2,860円</u></td></tr>
<tr><td>第1展示室B</td><td><u>4,290円</u></td></tr>
<tr><td rowspan="3">第3展示室</td><td>全室</td><td><u>10,120円</u></td></tr>
<tr><td>第3展示室A</td><td><u>5,060円</u></td></tr>
<tr><td>第3展示室B</td><td><u>5,060円</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(2)　講堂等の使用

使用場所＼使用時間		基本使用料 午前9時から午前12時まで	基本使用料 午後1時から午後5時まで	基本使用料 午前9時から午後5時まで	冷暖房の使用
講堂		2,470円	3,960円	6,430円	1時間につき講堂1,320円第1会議室385円第2会議室770円ただし、第2会議室を2室に分けて使用する場合は、半額とする。
第1会議室		490円	820円	1,320円	
第2会議室	全室	1,310円	1,970円	3,300円	
	第2会議室A	820円	1,150円	1,980円	
	第2会議室B	490円	820円	1,320円	

（注）

1　市外居住割増し

本市住民（本市内に住所を有する者又は本市内に事務所を有する団体及び法人をいう。）以外の者が使用する場合は、基本使用料の30パーセントを加算する。

2　展示美術品の搬入又は搬出に使用する場合の金額

展示美術品の搬入又は搬出のために展示室を使用する場合は、それぞれ基本使用料の50パーセントとする。

3　冷暖房の使用時間の計算

30分未満は切り捨て、30分以上は１時間として取り扱うものとする。

(2)　講堂等の使用

使用場所＼使用時間		基本使用料 午前9時から午前12時まで	基本使用料 午後1時から午後5時まで	基本使用料 午前9時から午後5時まで	冷暖房の使用
講堂		1,650円	2,640円	4,290円	1時間につき講堂1,320円第1会議室385円第2会議室770円ただし、第2会議室を2室に分けて使用する場合は、半額とする。
第1会議室		330円	550円	880円	
第2会議室	全室	880円	1,320円	2,200円	
	第2会議室A	550円	770円	1,320円	
	第2会議室B	330円	550円	880円	

（注）

1　市外居住割増し

本市住民（本市内に住所を有する者又は本市内に事務所を有する団体及び法人をいう。）以外の者が使用する場合は、基本使用料の30パーセントを加算する。

2　展示美術品の搬入又は搬出に使用する場合の金額

展示美術品の搬入又は搬出のために展示室を使用する場合は、それぞれ基本使用料の50パーセントとする。

3　冷暖房の使用時間の計算

30分未満は切り捨て、30分以上は１時間として取り扱うものとする。

【調整ページ】